○農林水産省告示第七百二十三号

中央卸売市場の開設の認可について告示した事項に変更があったので、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

開設者　松山市

変更後の市場の名称及び位置並びに取扱品目

市場の名称	位置	取扱品目
松山市中央卸売市場	松山市久万ノ台三百四十八番地一	野菜及び果実並びにこれらの加工品

変更前の市場の名称及び位置並びに取扱品目

市場の名称	位置	取扱品目
松山市中央卸売市場 中央市場	松山市久万ノ台三百四十八番地一	野菜及び果実並びにこれらの加工品
松山市中央卸売市場 水産市場	松山市三津ふ頭一番地二	生鮮水産物及びその加工品

変更年月日　平成二十三年三月三十一日

○農林水産省告示第七百二十四号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を次のように定め、平成十八年八月七日農林水産省告示第千百八号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を定める件）は、廃止する。

平成二十三年四月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所並びに内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十五号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年農林水産省令第二十一号）の施行に伴い、平成十八年八月七日農林水産省告示第千百九号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第二条第一項第三号の農林水産大臣が定める事項等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

第四号中「別記様式第一号」を「別記様式」に改める。

第七号を削る。

別記様式第二号から別記様式第四号までを削り、別記様式第一号中「第四号」を「第四号」に改め、同様式を別記様式とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省
国土交通省告示第二号

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第三条第四項の規定に基づき、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針（平成二十年農林水産省国土交通省告示第三号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年四月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦
国土交通大臣　大畠　章宏

五の2の⑴中「観光圏整備事業費補助等」を「観光地域づくりプラットフォーム支援事業等」に改め、同⑵の②中「として」の下に「又はこれと連携して」を「が行う」の下に「、必要な交通手段の提供」を加え、「、予算配分において配慮する等優先的な支援等を行うとともに（例：公共交通移動円滑化事業等）、認定観光圏整備事業と連携して行う地域公共交通活性化・再生総合事業に関しても予算配分において配慮する等優先的な支援等」を「支援」に改め、同③中「ビジット・ジャパン・キャンペーン事業」を「ビジット・ジャパン事業」に改める。

○経済産業省告示第八十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第二百六十八号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月一日

経済産業大臣　海江田万里

表の委任した予算科目名の欄中「産学連携人材育成支援事業費補助金」を「大学等技術移転促進費補助金」に、「地域新事業創出発展基盤促進事業費補助金（地域新事業移転促進事業に限る。）」を「地域新成長産業創出促進事業費補助金（地域新事業移転促進事業に限る。）」に、「中小企業経営支援等対策費補助金（伝統的工芸品産業支援、新事業活動促進支援、ものづくり基盤技術実用化促進事業費、地域商業活性化事業費、中小商業活性化支援のうち中小商業活力向上支援事業に限る。）」を「中小企業経営支援等対策費補助金（伝統的工芸品産業支援、新事業活動促進支援、中小商業活力向上のうち中小商業活力向上施設整備事業及び中小商業活力向上支援事業に限る。）」に、「まちづくり推進対策費補助金」を「まちづくり推進対策費補助金」に、「石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金（石油製品流通合理化支援事業に限る。）」を「エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（革新的低炭素技術集約産業国内立地推進事業費補助金に限る。）」に、「地域企業立地促進等事業費補助金」を「地域新成長産業創出促進事業費補助金（地域新成長産業群創出事業に限る。）」に改め、表中

経済産業局長	天然ガス探鉱費補助金

	一　法第五条の規定に基づく補助金の交付の申請の受理 二　法第九条第一項の規定に基づく補助金の交付の申請の取下げの受理 三　法第十条第一項の規定に基づく補助金の交付の決定の全部若しくは一部の取消又は決定の内容若しくはこれに付した条件の変更 四　法第十条第四項において準用する法第八条の規定に基づく交付決定の取消並びに交付決定の内容及びこれに付した条件の変更に係る通知